

○抑留犬の返還費用等に関する規則

昭和 51 年 5 月 1 日
規則第 72 号

大阪市抑留犬の返還費用等に関する規則を公布する。

大阪市抑留犬の返還費用等に関する規則

第 1 条 抑留犬の返還費及び飼養管理費については、この規則の定めるところによる。

第 2 条 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条の規定により抑留された犬の所有者は、その犬を引き取るときは、その返還に要する費用として 1 頭につき 3,900 円を納付しなければならない。

2 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大阪府条例第 3 号)第 10 条の規定により抑留された犬の所有者は、その犬を引き取るときは、その返還に要する費用として 1 頭につき 3,700 円を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する場合において、犬の所有者は、抑留中の飼養管理費として 1 頭 1 日につき 250 円を納付しなければならない。

第 3 条 前条に定める費用は、それぞれ申請の際納付しなければならない。

第 4 条 既納の費用は還付しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日規則第 110 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 26 日規則第 153 号)

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。